

第 258 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 11 号

令和 7 年 11 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 11 号をもって、令和 7 年 11 月 10 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 258 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 11 月 10 日（月） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 石塚 洋二	2番 麻生 登美子	4番 中山 峰雄	5番 佐賀 正治
6番 井坂 孝雄	7番 斎藤 務	8番 廣瀬 栄二	9番 小倉 達也
10番 宮本 康子	11番 岡部 正仁	12番 矢口 明之	13番 福田 美保
14番 関 宏幸	15番 飯田 敬市		

4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 松澤 智之 主幹 吉田 貴紀

6. 議事録署名委員

14 番 関 宏幸 1 番 石塚 洋二

7. 議事日程

① 報告案件について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

② 議案審議について

議案第44号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 現況証明願の交付決定について

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 31 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和7年 第258回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、3番 豊崎 静代委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、14番 関 宏幸委員、1番 石塚 洋二委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の吉田主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に、報告第25号及び第26号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

	<p>議長</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
	<p>議長</p> <p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
13 番 福田 美保	<p>10 月 31 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、中山委員と麻生委員と私、福田の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番の農地は、●●●●●●から約 700m 東に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。米を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●から約 600m 南に位置する畑 2 筆と約 750m 南東に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。パパイヤ、ニンニクを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●から約 500m 北東に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 500m 東に位置する田 2 筆になります。現況は、おおむねきれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p>

	続きまして番号5番の農地は、●●●●●●●●●●から約470m北東に位置する畠1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営移譲に伴う権利移転のため、今回の申請に至りました。野菜、梅を作付けする計画です。
	続きまして番号6番の農地は、●●●●●●●●から約100m北に位置する田4筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、譲渡人の要望により、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。
	続きまして番号7番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●から約300m北東に位置する畠1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。
	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号1番ないし番号7番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番ないし番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番ないし番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

	<p>地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 3 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 700m 西に位置する畠 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和 7 年 9 月 29 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 4 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 170m 南に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 5 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 70m 北に位置する畠 1 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番ないし番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 5 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 45 号 5 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 46 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4 番 中山 峰雄	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●から約 900m 南東に位置する畠 1 筆になります。こちらは昭和 54 年に宅地に転用済であり、46 年以上前から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>

議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 46 号 1 件の申請については、交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 47 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案 47 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案 47 号は、原案のとおり決定いたします。</p>

	議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
	議長	<p>来月の総会は、12月10日（水）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、齋藤 務委員、廣瀬 栄二委員、 福田 美保委員です。</p> <p>日時は、12月3日（水）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2とい たします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第258回農業委員会総会を閉会いた します。</p> <p>慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署名委員 関 宏幸

署名委員 石塚 洋二